

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年8月9日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03 - 5767 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03 - 5767 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成17年5月25日開催の当社取締役会および平成17年6月29日開催の当社第9回定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 銘柄

日本通信株式会社第8回新株予約権証券

(2) 発行数

4,000個を上限とする。

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定（新株予約権発行日の前日に決定される）

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：4,000株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記(5)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(7) 新株予約権の行使期間

平成17年8月18日から平成27年8月18日まで

（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）

(8) 新株予約権の行使の条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。

なお、当該契約の内容については取締役会の一任を受け、代表取締役が決定する。

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
普通株式 1 株当たりの発行価額に0.5を乗じた金額（ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額）を資本に組入れる額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
人数：未定（新株予約権発行日に決定する）
内訳：当社ならびに当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
（新株予約権の発行日）
平成17年 8 月18日
（新株予約権証券の不発行）
新株予約権証券は新株予約権者の請求あるときに限り発行する。
（新株予約権の行使により発行する新株に対する配当金等）
新株予約権の行使により新株を発行する場合における利益または利息の配当については、行使価額の払込みがあった時の属する営業年度の前営業年度の終わりにおいて新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。

以 上